

昨二十五日の緊急執行委員会は基金積立に關して左の如く決定し、即時全支部に其の施行を指令すべしと、なされたのである。

1. 本部半基金は一人に付一月を徴集す
2. 支部は一人に付金五円以上を徴集積立てること
3. 積立ては毎月給料日とするが同に合はざりし場合は本月三十一日迄に必ず全額積立てること（既存積立金の如何に拘らず五円積立てること）
3. 未納費の未納は本月三十一日迄に必ず納入すべしと

右通達す

労務第一九四六号

昭和九年九月一日

警視總監 松藤 治彦 平

内務大臣 後藤 文 夫 殿
 社 會 局 長 官 殿
 各 府 縣 知 事 殿

京都大政神奈川兵庫愛知

東京交通労働組合、賃下解雇反對運動ニ関スル件

(第二報)

要旨
 (1) 本部八月十五日理法及對付方針ニテ、労働組合に面執行委員連日本部云頭等準備ヲ進メツマリ
 (2) 労働部八月十五日労働部會ヲ開催對策協議ノ結果本部指令下對付方針ハ決定ス
 (3) 職従業員ノ空氣ハ緩和シツマリ

標記運動其ノ後、經過左記ノ通りニ有之